

## 道路法第24条(工事施工承認)申請に関する注意事項

道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合には、道路法第24条により道路管理者と協議の上、工事の承認を受ける必要があります。なお、工事に対する費用はすべて申請者の負担になります。

### 1. 添付書類について

- (1) 位置図
  - (2) 現況平面図
  - (3) 現況横断面図
  - (4) 計画平面図
  - (5) 計画横断面図
  - (6) 構造詳細図、舗装構成図
  - (7) 交通安全対策図
  - (8) 現況写真（拡大及び全体がわかるもの）
  - (9) 車両進入軌跡図（基準内であれば添付の必要ありません）※
  - (10) 同意書（樹木・ガードレール・カーブミラー・車止め・啓発標識の移設・撤去について地元自治会の同意）※
  - (11) 同意書（通行止めについて地元自治会の同意）※
  - (12) その他（地籍測量図・登記簿謄本・公図・境界確定書写など）※
- ※(9)、(10)、(11)、(12)については、必要に応じて添付すること。

### 2. 申請手続きの流れについて ※ 許可書まで概ね3週間程度かかります。

- ① 申請書に上記の添付書類を添え提出（3部）

↓ 奈良市建設部土木管理課（中央棟4F）1～2週間程度でご連絡をします。

- ② 申請者にて警察協議書を管轄の警察署に提出

↓（協議書の回答期間は管轄の警察署でお尋ねください）

- ③ 提出した警察協議書の回答を受取後、土木管理課にお持ちいただくと、施工承認許可書をお渡しします。

その後、必要に応じて警察署で道路使用の手続きとなります。

### 3. 注意事項

- (1) 提出部数については、3部提出必須。
- (2) 工事期間については、工事終了時期を必ず記入すること。